入札監理小委員会における審議の結果報告

国際協力人材センター

公共サービス改革基本方針別表において、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の国際協力人材センターに係る業務委託について、民間競争入札を実施し平成 21 年度から落札者による事業を実施する旨が定められている。

これに基づいて機構から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1.委託費の支払い方法について

【論点】

セミナーは事前に開催回数や開催場所を決めず、その実施経費については入札金額に含めずに別途実費精算を行う形となっているが、同経費についても入札金額に含み、競争性を働かせるべきではないか(P5~62(3)キ,P9~102(6))。

【対応】

セミナーの実施経費については、事前に開催回数、開催場所の想定をおくことにより、入札金額に含むこととした。

2.対象業務の範囲について

【論点】

セミナー開催時の機構職員の旅費や講師の旅費・謝金は、民間事業者が機構内の会計システムを用いて支払うことになっているが、偽装請負との誤解を招くおそれがあるため、機構自身が行うべきではないか(P5~62(3)+)。

【対応】

旅費・謝金の支払い手続きについては、今回の委託の範囲から外し、機 構自身が行うこととした。

3 . ディスインセンティブについて

【論点】

ディスインセンティブを適用しない事由として、国際情勢の変化により目標が達成できなかった場合についても含める旨を記載すべきではないか(P10~11 2(6)エ)。

【対応】

ディスインセンティブに適用については「但し、長期にわたるシステムトラブルの発生、国際情勢の変化等、民間事業者の責任に起因しないと機構が認める場合はこの限りではない」と記載した。

4.情報開示について

【論点】

民間事業者が業務量の変化を把握できるようにするため、これまでの業務量の増加原因や傾向なども開示すべきではないか。

【対応】

年度別の広報活動の実績、「PARTNER」のコンテンツ追加履歴を情報開示に追加した。

以上